特定商取引法違反の訪問販売業者に対する処分(指示)について

岡山県は、S. K工業(現:えびす工房)こと長田敬太(以下「本件事業者」という。)に対し、平成30年10月4日付けで、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指示しましたので、同条第2項の規定に基づき公表します。

〇 本件事業者の概要

- (1) 事業者名 S. K工業(現:えびす工房)こと長田敬太(おさだ けいた)
- (2) 所 在 地 兵庫県姫路市四郷町東阿保1393番地
- (3) 取引類型 訪問販売(役務提供)
- (4) 提供役務 屋根瓦の修理等

〇 取引の概要

本件事業者は、「屋根の瓦がずれている。」などと消費者宅を突然訪問し、「このままでは雨漏りする。」などと不安をあおって、工事を受ける手口で訪問販売を行っていた。

〇 処分(指示)の内容

今回の違反行為について、その改善策を平成30年11月5日までに岡山県知事に文書で報告すること。

〇 処分の原因となる事実

本件事業者は、次のとおり、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律による改正前の特定商取引に関する法律に違反する行為を行っており、訪問販売における取引の公正及び役務提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認められた。

(1) 氏名等不明示

本件事業者は、遅くとも平成27年12月頃以降、訪問販売をしようとするとき、「屋根の瓦がずれている。」などと告げるのみで、その勧誘に先立って、

事業者名や屋根瓦等の修理に係る役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び役務の種類を明らかにしていなかった。

(2) 契約書面の不交付

本件事業者は、遅くとも平成27年12月頃以降、訪問販売に係る役務提供 契約の締結をした際、契約内容が明らかになる書面を交付しなかった。

〇 勧誘事例

本件の違反事実は別表の勧誘事例等により認定した。

勧誘事例

【事例 1】(氏名等不明示、契約書面不交付)

平成27年12月頃、本件事業者は、消費者A宅を突然訪問し、事業者名や屋根修理の役務契約の勧誘目的である旨等を告げないまま、屋根を点検し、「屋根の修理をした方が良いですよ。」とAに屋根の修理を勧め、34万円で契約を締結したが、本件事業者は、Aと契約をした際、見積書も契約書も作成しておらず、またクーリング・オフの説明もしなかった。

【事例2】(氏名等不明示、契約書面不交付)

平成28年6月頃、本件事業者は、消費者B宅を突然訪問し、「近くを歩いていたらお宅の屋根が見えた。瓦がずれているのでなんなら直しますよ。」と告げただけで、事業者名を告げないまま、屋根修理の契約を勧誘し、1万円で契約を締結し、工事を行ったが、本件事業者は、Bと契約をした際、見積書も契約書も作成しておらず、またクーリング・オフの説明もしなかった。

【事例3】(氏名等不明示、契約書面不交付)

平成28年6月頃、本件事業者は、消費者C宅を突然訪問し、「屋根を見せてほしい。」と告げただけで、事業者名や屋根修理の役務契約の勧誘目的である旨等を告げないまま、屋根修理の契約を勧誘し、7万円で契約を締結し、工事を行ったが、本件事業者は、Cと契約をした際、見積書も契約書も作成しておらず、またクーリング・オフの説明もしなかった。

【事例4】(氏名等不明示、契約書面不交付)

平成28年6月頃、本件事業者は、消費者D宅を突然訪問し、「近所に屋根工事に来ていて、そこの屋根から見たらお宅の屋根瓦もずれていました。」と告げただけで、事業者名や屋根修理の役務契約の勧誘目的である旨等を告げないまま、屋根修理の契約を勧誘し、1万円で契約を締結し、工事を行ったが、本件事業者は、Dと契約をした際、見積書も契約書も作成しておらず、またクーリング・オフの説明もしなかった。